

## 議案第 6 号 交通費支給規定の新設について四役会後の意見交換

四役会の会場使用時間の制限のため、第 6 号議案の承認にはいたらなかった。四役会終了後に、サウスピア 3 階ソファにおいて、下記参加者による意見交換を行った。

この意見交換の結果を受けて議案の修正を行い、メールでの承認により、理事会に議案として提案する予定。

場 所：サウスピア 3 階ソファ

時 間：12:15～13:35

参加者：村松、石川、船崎、浜野、加藤、城口

委任（口頭）：畠山

### 意見

#### 1. マイカー使用者との不平等

公共交通が身近になく、マイカーのほうが移動しやすい人への補助がないのは不平等感があるという意見があった。これに対し、公共交通費の事前申請に基づいて支出する前提から、仮にマイカーを使用した場合でも公共交通費の事前申請に基づいた費用のみを支出するという意見でまとまった。その他、事前申請した交通経路を使用せず、より安価な交通経路を使用したなど（一駅分歩く、友人に送ってもらうなど）の場合についても、申請者の善意を信用し、同様とする。

#### 2. 申請者が交通費交付の返金を希望した場合

一駅分歩いた、友人に送ってもらったなど、支給される交通費が不要となった場合、これの返金を希望する人が出ると予想されるという意見があった。この返金については同年度内に処理することとし、返金分として予算に戻すこととした。

#### 3. 支給業務が重荷にならないか

今後、理事の人数が増えた場合、作業量が増えて会計一人では担当できなくなるかもしれないという意見があった。これに対し、実際に作業の負担が大きくなり、支給が難しくなる状況になったなら、支給規定の廃止も含めて対応策を検討することとした。

#### 4. 予算をどのように見積もるか

誰が支給を希望するか分からない状況では、予算組が難しくなるという意見があった。これに対し、理事会でアンケートをとり、実際に支給希望者の割合を調査することとした。委員会活動については、年次の活動計画から算出できる（委員会活動にかかわる交通費支給については見送りとした。次項参照）。

#### 5. 委員会活動の業務が判断できない

委員会活動は多岐にわたり、本規定に基づく交通費支給が適切かどうか判断しづらい（委員会内で予算を取るほうが適切と思われる例がある。一例として会報誌編纂委員会）。また、一人でこなせる業務を複数人で行うなど、コントロールが難しい案件に対する交通費の請求がありうるという意見があった。これに対し、今回の交通費支給対象は次に限定し、委員会活動については今後の課題とすることとした。支給対象の会議は、四役会、総会（参加する四役のみ）、理事会。

#### 6. 理事会参加の交通費は事前申請が適当であるか

理事会当日に予定が空いたり、誘われたりして急に参加できるようになった理事にも交通費を支給したいという意見があった。これに対し、支給する金員の準備や確認に時間がかかるので、事前申請でないと対応できないとの意見が出された。当日の急な支給は原則として行わないこととする。ただし、当日の参加は稀なケースであるので、会計の業務に余裕がある場合には支給してもよい。

以上